

令和7年4月3日
練馬区立上石神井中学校
校長 蓮 池 和 彦
生活指導部

上石神井中学校

『いじめ防止基本方針』

上石神井中学校いじめ問題対策方針

1 いじめに対する基本姿勢

いじめは重大な人権侵害であり決して許されないものである。

いじめは、どのような場面でも起こりえるとの認識に立ち、いじめの未然防止及び早期発見に努め、いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い保護者や関係機関との連携を図りながら学校の教職員全員で対応する。

2 いじめの防止等の対応のための組織の設置

(1) いじめ対策委員会の設置

学校内にいじめ防止等の対策のための校内いじめ対策委員会を設置する。

いじめ対策委員会のメンバーは、校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、ふれあい相談員、学校生活支援員とする。

尚、重大事態に対する対応を行う場合には、校長、副校長、主幹教諭を中心とする緊急対策いじめ委員会を設置し、発生した事案の性質に応じて、教育委員会や警察等とも連携を図りながら適切な専門家を加えていく。

(2) いじめ対策委員会の実施体制及び役割

いじめ対策委員会は、いじめ防止やいじめの早期発見に向けた取り組みを計画的に実施する。また、いじめを把握した場合には、早期対応に早期解決に努め、再び同じいじめが繰り返されないようにする取り組みを計画・実施する。

3 いじめの未然防止・早期発見に関する学校の取り組み

(1) 道徳教育を推進する。

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むように学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。いじめに関する道徳授業を年間3回以上実施する。また、道徳授業地区公開講座を活用し、保護者及び地域の方々とともに生徒の健全育成について考える機会をつくる。

(2) 情報モラル教育の充実

道徳の授業や特別活動、技術科の授業等を通して、情報モラルに関する指導を行う。また、全校生徒を対象とした情報モラル教室を実施する。

(3) 学校行事や部活動の充実

協力することの大切さや社会性、規範意識などを育てるため、学校行事や集団宿泊行事、部活動等の体験活動の充実を図る。

(4) 生徒会活動の推進

生徒会を中心として、いじめの未然防止に向けて、生徒会朝会や委員会活動を利用して自主的な活動を推進する。いじめ撲滅キャンペーンを生徒会中心で実施する。

(5) ふれあい月間の活用

ふれあい月間を活用し、いじめポスターやいじめ標語、人権作文等に取り組み、いじめ防止や克服に向けた取り組みを支援する。

(6) いじめアンケートの実施

いじめに関する学校独自のアンケートを年間3回実施し、いじめの早期発見に努める。
いじめアンケートの内容については、いじめ対策委員会で取り上げ発見したいじめについては早期対応・早期解決を図る。また、関係機関との連携が必要な場合には、教育委員会に報告し関係機関との適切な連携を取り解決を図る。

(7) 教職員による生徒観察

授業中や休み時間の活動等を通して、生徒理解を丁寧に行い、いじめの早期発見に努める。
また、養護教諭との連携を密に行い、保健室での生徒の様子や保護者との面談を通して、生徒理解を適切に行う。また、休み時間や放課後の校内巡回を全教員で計画的に行い、生徒理解に努めるとともに学校全体で生徒を見守っているメッセージを示していく。

(8) 教育相談の充実

教員と生徒との相談週間を設定する。また、スクールカウンセラーや心の相談員との面談も計画的に実施し、教育相談の充実を図る。特に中学校1年生に対しては、7月までに全員スクールカウンセラーとの個別面接を実施する。

(9) 保護者との連携

保護者会や保護者と教師の会の役員会を定期的の実施し、保護者からの情報を入手するとともに学校での生徒の状況を定期的に発信し、いじめの未然防止や早期発見に努める。

また、学校評価の内容にもいじめに関する内容を取り入れ、学校の対応について定期的に評価し、評価結果を基に改善に努める。

(10) いじめに関する校内研修の計画・実施

いじめに関する校内研修を全教職員対象に実施し、教職員の指導力の向上を図る。特に若手教員に対しては、いじめの被害の深刻さを実感できる危機管理研修を個別に実施する。

(11) 東京都教育委員会作成の資料を活用する。

いじめ防止カードや学校いじめ相談メール等を効果的に活用し、いじめの未然防止・早期発見に努めていく。

4 いじめへの対応・重大事案への対応

(1) いじめられる側の生徒への支援

いじめが発生した場合には、いじめられる側の生徒に寄り添い、事実関係を丁寧に聴き取り指導する。個人情報の取り扱いやプライバシーには十分配慮し、指導後の対応について保護者とも連携を図りながら適切な対応を行う。スクールカウンセラーやふれあい相談員とも連携を図りながら生徒に心理的負担を与えないように配慮する。

(2) いじめる側の生徒への指導

いじめる側の生徒に対する指導は、教育的配慮の下、全教職員で指導する。すぐに状況が改善しない場合には、保護者とも連携を図りながら指導を行う。それでも状況が改善しない場合には別室での個別の指導も行う。

(3) 保護者や地域との連携した指導

いじめの早期解決のためには家庭でいじめについて話し合うことが効果的であるため、いじめが発覚した場合には、保護者に対して適切に情報を提供し、保護者と連携・協力していじめの解決にあたる。また、学校評議員等との連携も図りながら、地域での見守り等の協力を依頼する。

(4) 重大事案に対する対応

暴行や恐喝等の事案に対しては、警察と連携して対応する。いじめは人格を傷つけ、生命、身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。

また、重大事態が発生した場合には、教育委員会へすぐに報告し、法第 28 条および国の基本方針に基づいた重大事態への対処を行う。

(5) 保護者や地域との連携

重大ないじめ事案が発生した場合には、積極的に説明責任を果たす必要があること、また、憶測等の謝った情報が保護者間で広がることにより、事態が混乱しないようにする必要があることから、教育委員会との連携の協力の下、いじめ対策緊急保護者会を開催し、個人情報に十分に配慮しながら、事案の状況や学校の対応等について説明し、保護者の理解と協力を得る。

また、重大事態においては、学校外でも常に生徒を見守る必要がある。このため、学校は民生児童委員や保護司等に連絡し、地域の人材と連携を図りながら生徒を見守る体制をつくる。

(5) 指導の経過観察

いじめの指導後の経過観察を保護者との連携を密に取りながら、丁寧に行う。スクールカウンセラーやふれあい相談員との連携を図りながら、心のケアとともに必要な支援をする。

必要に応じてスクールカウンセラーによる授業観察や休み時間の行動観察等を積極的に行う。

(6) 適応指導教室への通級等の実施

学校は、いじめが原因で不登校になっている被害生徒を保健室登校や別室登校、適応指導教室への通級等、被害の生徒の状況に応じて緊急避難の措置を適切に実施する。

(7) インターネット上でのいじめへの対応

公開の掲示板や動画投稿サイト等で生徒の個人情報が公開された場合には、早急に保護者と相談し、対策を講じる。名称や書き込み内容、画像等を保存・記録し事実を明確にする。

犯罪行為に関わるような悪質な内容については、教育委員会や警察に相談し対応する。
個人情報に関する書き込みをした場合には、保護者にすぐに連絡し、削除させるとともに学校側と被害者及び被害者の保護者で相談を行った上で、謝罪させる。

5 いじめ対策年間計画

月	いじめ対策委員会	主な取り組み
4月	・いじめ対策委員会①	・スクールカウンセラーの面談 ・いじめ防止授業①
5月	・いじめ対策委員会②	・スクールカウンセラーの面談
6月	・いじめ対策委員会③	・スクールカウンセラーの面談 ・いじめアンケート（1回目） ・教育相談
7月	・いじめ対策委員会④	・スクールカウンセラーの面談 ・情報モラル講習会 ・いじめ防止授業②
8月		
9月	・いじめ対策委員会⑤	
10月	・いじめ対策委員会⑥	
11月	・いじめ対策委員会⑦	・いじめ撲滅運動（生徒会） ・道徳授業公開講座 ・いじめアンケート（2回目）
12月	・いじめ対策委員会⑧	・教育相談
1月	・いじめ対策委員会⑨	・いじめ防止授業③
2月	・いじめ対策委員会⑩	・いじめアンケート（3回目）
3月	・いじめ対策委員会⑪	

いじめに対する具体的な取組

<いじめの取組>

<具体的な取組内容>



